

令和6年3月13日

引っ越しに伴う住民異動届の臨時窓口を開設します

例年3月下旬から4月上旬にかけては、引っ越しなどにより住所異動が多くなることから、住民異動届（転入・転出・転居）と異動に伴う福祉関係、国民健康保険の加入・脱退、マイナンバーカード関係などの手続きを行う臨時窓口を開設します。

1 実施日 令和6年3月31日（日）及び4月7日（日）

2 開設時間 午前9時から午後4時30分

3 開設場所 長野市役所総合窓口（第一庁舎2階）

4 取扱事務

- ・住民異動届（転入・転出・転居）の受け付け
- ・マイナンバーカード関係（交付・券面変更など）
- ・住民異動に伴う福祉関係（児童手当、福祉医療、介護保険）の手続き
- ・国民健康保険・国民年金に関する受け付け
- ・ごみ関係の案内

※印鑑登録、印鑑証明書、住民票、戸籍、所得・納税・固定資産に関する各種証明書の発行はできません。

※3月下旬から4月上旬は窓口の混雑が予想されますので、届出日の分散にご協力ください（繁忙期に限らず、月・金曜日と月初めは比較的混雑します）。時間に余裕をもってお越しください。

※マイナンバーカードをお持ちの人はオンラインで転出の届出をすることができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

地域・市民生活部 市民窓口課

（課長）山岸 健二

（担当）小山 千恵

TEL：026-224-7949

FAX：026-224-7631

E-mail：shimado@city.nagano.lg.jp